

○独立行政法人通則法（平成十一年七月十六日法律第百三号）（抄）

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第三十五条の六 国立研究開発法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績

二 中長期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績

三 中長期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中長期目標の期間における業務の実績

2 （略）

3 国立研究開発法人は、第一項の評価を受けようとするときは、主務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を主務大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

4 （略）

5 第一項又は第二項の評価は、第一項第一号、第二号若しくは第三号に定める事項又は第二項に規定する業務の実績について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、第一項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中長期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

6 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行おうとするときは、研究開発の事務及び事業に関する事項について、あらかじめ、研究開発に関する審議会の意見を聴かななければならない。

7 主務大臣は、第一項又は第二項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該国立研究開発法人に対して、その評価の結果を通知するとともに、公表しなければならない。この場合において、第一項第二号に規定する中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、委員会に対しても、遅滞なく、その評価の結果を通知しなければならない。

8 （略）

9 主務大臣は、第一項又は第二項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該国立研究開発法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

○農林水産省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十五号）

（組織）

第一条 農林水産省の国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）は、委員八人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者（その者が外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）である場合にあっては、研究開発（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第三項に規定する研究開発をいう。次項において同じ。）に関して高い識見を有する者）のうちから、農林水産大臣が任命する。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者（その者が外国人である場合にあっては、当該専門の事項に係る研究開発に関して高い識見を有する者）のうちから、農林水産大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第四条 審議会に会長を置き、委員（外国人である委員を除く。）のうちから、委員が選挙する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、委員（外国人である委員を除く。）のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(部会)

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員（外国人である委員を除く。）のうちから、当該部会に属する委員が選挙する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員（外国人である委員を除く。）のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第六条 審議会は、会議を開き、議決する場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 外国人である委員及び議事に関係のある外国人である臨時委員の数が、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の五分の一を超えないこと。
 - 二 委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席すること。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

第七条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、農林水産技術会議の事務局において処理する。

(審議会の運営)

第九条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

○農林水産省国立研究開発法人審議会議事規則（平成二十七年五月二十二日決定）

（総則）

第一条 農林水産省の国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）の運営については、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「法」という。）及び農林水産省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十五号。以下「令」という。）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第二条 会議は、会長が招集する。

（議事）

第三条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を運営する。

（臨時委員）

第四条 臨時委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、特別の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

（専門委員）

第五条 専門委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

（意見の陳述）

第六条 会長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

（議決権の特例）

第七条 委員及び臨時委員のうち、国立研究開発法人の役職員又は運営を審議する外部委員である者は、当該国立研究開発法人に関する審議についての議決権を有しないものとする。

2 審議会が別に定めるところにより、委員及び臨時委員のうち、審議の対象となる国立研究開発法人に利害関係を有する者は、当該国立研究開発法人に係る審議についての議決権を有しないものとする。

（会議）

第八条 会議は、非公開とする。

（議事録）

第九条 委員会の会議においては、議事録を作成するものとする。

2 議事録は、公開とする。ただし、会長は、必要があると認めるときは、委員会に諮って、議事録に代えて議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

（部会）

第十条 第二条から前条までの規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

2 部会長は、当該部会に係る審議事案の議事が終了したときは、その審議の経過及び結果について、審議会に報告しなければならない。

（委任規定）

第十一条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

農林水産省国立研究開発法人審議会における部会の設置について

平成 27 年 5 月 22 日
 国立研究開発法人審議会決定
 平成 29 年 5 月 1 日改正

第一条 国立研究開発法人審議会（以下「審議会」という。）に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、独立行政法人通則法第三十五条の四、第三十五条の六及び第三十五条の七の規定により審議会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる国立研究開発法人に係るものを処理することとする。

名 称	所 掌 事 務
農業部会	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人土木研究所
林野部会	国立研究開発法人森林研究・整備機構
水産部会	国立研究開発法人水産研究・教育機構

第二条 部会の議決は、審議会の議決とみなす。ただし、部会の議決に関し他の部会との調整を要するときは、この限りではない。

2 会長は、部会の議決が前項ただし書の場合に該当すると認めるときは、その旨を当該部会長に通知するものとする。

3 会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する部会長の意見を聴かなければならない。

第三条 部会の庶務は、それぞれ次の表の右欄に掲げる課において処理する。

名 称	局 庁
農業部会	農林水産技術会議事務局研究企画課
林野部会	林野庁森林整備部研究指導課
水産部会	水産庁増殖推進部研究指導課

第四条 前三条に定めるもののほか、審議会の部会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めることとする。

別紙

第4期中長期目標期間における国立研究開発法人森林研究・整備機構
の業務実績に関する評価要領

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の6の規定に基づく国立研究開発法人研究・整備機構（以下「機構」という。）の第4期中長期目標期間（平成28～32年度）における業務の実績に関する評価については、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成26年9月2日付け総管査第253号総務大臣決定。以下「評価の指針」という。）及び「農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領」（平成27年4月27日付け27評第104号政策評価審議官通知。）によるほか、以下のとおり実施するものとする。

1 主務大臣による評価

(1) 項目別評定に関すること

① 評価単位の設定

項目別評定の評価単位は、別表のとおりとする。

中長期計画の「第5 短期借入金の限度額」、「第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画」、「第7 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画」、「第8 剰余金の使途」及び「第9 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の「3 積立金の処分」については勘定別に項目を分け、「Ⅲ 財務内容の改善に関する事項」の「1 研究開発業務」又は「2 水源林造成業務等」において評価するものとする。また、中長期計画の「第9 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の「2 人事に関する計画」については、「Ⅳ その他業務運営に関する重要事項」の「5 人材の確保・育成」において評価するものとする。

② 研究開発に係る事務及び事業の指定

「Ⅰ 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」の「1 研究開発業務」に含まれる6項目を「研究開発に係る事務及び事業」と見なす。

(2) 総合評定の基礎となるランク付けの方法

① 点数化

各評価単位の項目別評定結果を次のとおり点数化する。

S : 4、A : 3、B : 2、C : 1、D : 0

② 加重平均値の算出

①による評価単位の点数を、別表に示されたウェイトを用いて加重平均し、上位の項目の点数を算出する。算出された点数を、別紙に示されたウ

ェイトを用いて加重平均し、さらに上位の項目の点数を算出する。これを繰り返すことにより、全評価単位の項目別評定結果を反映した点数を算出する。

③ ランク付け

②で算出した点数を次のとおりランク付けする。なお、「Ⅰ 研究開発の成果の最大化その他の業務の質に関する事項」については、中項目についても同様にランク付けする。

- 3.5以上 : S
- 2.5以上 3.5未満 : A
- 1.5以上 2.5未満 : B
- 0.5以上 1.5未満 : C
- 0.5未満 : D

2 機構による自己評価

(1) 自己評価の方法

機構は、1の(1)に定める評価単位ごとに、評価の指針「Ⅲ－7 項目別評定及び総合評定の方法、評定区分」で定める評定区分により自己評価を行うものとする。

(2) 自己評価書の添付資料

機構は、自己評価書を農林水産大臣に提出する際、評価の根拠となる資料を添付するものとする。

評価単位一覧表

項目	評価単位	ウェイト		
		大項目間	中項目間	小項目間
I 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項		7/10		
1 研究開発業務			3/6	
(1) ア 森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術の開発	○			1/6
(1) イ 国産材の安定供給に向けた持続的林業システムの開発	○			1/6
(1) ウ 木材及び木質資源の利用技術の開発	○			1/6
(1) エ 森林生物の利用技術の高度化と林木育種による多様な品種開発及び育種基盤技術の強化	○			1/6
(2) 長期的な基盤情報の収集、保存、評価並びに種苗の生産及び配布	○			1/6
(3) 研究開発成果の最大化に向けた取組	○			1/6
2 水源林造成業務等				
水源林造成業務			1/6	
(1) 事業の重点化	○			1/2
(2) 事業の実施手法の高度化のための措置	○			1/2
特定中山間保全整備事業等完了した事業の評価業務及び債権債務の管理業務			1/6	
(3) 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務	○			1/2
(4) 債権債務管理に関する業務	○			1/2
3 森林保険業務			1/6	
(1) 被保険者へのサービスの向上	○			1/4
(2) 加入促進	○			1/4
(3) 引受条件	○			1/4
(4) 内部ガバナンスの高度化	○			1/4
II 業務運営の効率化に関する事項		1/10		
1 一般管理費等の節減	○		2/4	
2 調達合理化	○		1/4	
3 業務の電子化	○		1/4	
III 財務内容の改善に関する事項		1/10		
1 研究開発業務	○		2/7	
2 水源林造成業務等	○		2/7	
3 森林保険業務	○		2/7	
4 保有資産の処分	○		1/7	
IV その他業務運営に関する重要事項		1/10		
1 研究開発業務、森林保険業務及び水源林造成事業における連携の強化	○		2/12	
2 行政機関や他の研究機関等との連携・協力の強化	○		2/12	
3 広報活動の促進	○		1/12	
4 ガバナンスの強化	○		2/12	
5 人材の確保・育成	○		1/12	
6 情報公開の推進	○		1/12	
7 情報セキュリティ対策の強化	○		1/12	
8 環境対策・安全管理の推進	○		1/12	
9 施設及び設備に関する事項	○		1/12	